

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理

お客さまの水道は、増圧給水設備及びこれに付属する設備が設置されていますが、この設備を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じるおそれがあります。つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけてください。

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理上の注意事項

- ① 増圧給水設備及びこの設備以下の装置は水道法上の給水装置であり、昭島市給水条例第10条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- ② 正常な給水、逆流の防止等、設備の機能維持の観点から、増圧給水設備について1年以内ごとに1回の定期的な保守点検を行う必要があります。
- ③ 増圧給水設備の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没するようなことのないように注意してください。
- ④ 地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときには、そのつど点検を行ってください。
- ⑤ 増圧給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、昭島市指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- ⑥ 水道メーターの取替え作業が容易に行え、水道部の検針に支障がないようにしてください。

事 故 時 の 対 応

- ① ポンプ停止等設備の故障の修理等は、増圧給水設備の製造業者等が対応します。緊急時の連絡先は、設備に明示してありますので確認しておいてください。
- ② 停電及び増圧給水設備の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常であれば、通電又は修理が完了するまで1階等に設置してある給水栓が使用できます。
- ③ 水道部の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

賃 貸 す る 場 合

この設備を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を熟知させてください。

損 害 の 補 償

この設備に起因して逆流又は漏水が発生し損害が生じた場合の補償は市はいっさい負いませんのでご承知願います。

調 査 の 承 諾 と 改 善 指 示 の 履 行

この設備の構造、材料及び維持管理状況等に監視、市が必要と認めたときは調査させていただきます。又、調査の結果不適正な場合は改善を指示しますのでこれを指定期間内に履行してください。

所 有 者 ま た は 管 理 人 の 変 更 の 届 け 出

所有者または管理人に変更があった場合は、速やかに市に届け出てください。

昭 島 市 水 道 部